クレジットカードの使用に関する請負契約条項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

- 第2条 乙は、甲を法人会員に入会させ、カードを発行し、甲に貸与し、使用させるものと する(以下「業務」という。)。
- 2 甲が貸与を受けたカードについては、乙が指定する○○○並びにこれらの子会社及び関連会社から構成される○○○グループに属する各該当企業と提携した銀行又はクレジットカード会社の加盟店(以下「加盟店」という。)において使用できるものとする。
- 3 甲は、カード使用により生じた加盟店の甲に対する債権を当該加盟店から乙に譲渡する ことをあらかじめ承諾するものとする。
- 4 甲は、乙に前項の債権に手数料を加えた額を支払うものとする。

(契約金額等)

第3条 契約金額は、次のとおりとする。

債権:加盟店より債権譲渡された金額

外貨換算手数料:利用額に対し、税込○.○○%を乗じて計算した額

(利用額の算定)

第4条 利用額は、甲がカードを使用した後、使用店舗から乙の決済センターに当該利用データが送付され、決済処理される時点でのレートにより邦貨換算された額とする。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。
- 2 乙は、業務の大部分又は全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。 ただし、 あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

(事情変更)

- 第7条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中 止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、この契約を締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その 他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、 協議してこの契約を変更することができる。
- 3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議 して書面により定めるものとする。

(検査)

- 第8条 乙は、各月経過後、利用明細書(以下「明細書」という。)を作成し、甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- 2 甲の指定する検査職員は、乙から明細書の提出を受けたときは、提出を受けた日から 10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定による検査に合格したときをもって業務を完了したものとし、その 旨、甲は乙に通知するものとする。

4-6-1

(契約金額の請求及び支払)

- 第9条 乙は、各月経過後、第4条に定める債権及び手数料の支払を甲が指定する資金前渡 官吏に請求するものとする。
- 2 前項の資金前渡官吏は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、支払期限内に支払 うものとする。

(支払遅延利息)

- 第10条 甲は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合には、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、前条に規定する期間内に支払を行わないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(解除)

- 第11条 甲は、自己の都合により、乙に対し1 $_{r}$ 月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この 契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、第7条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項若しくは第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第9条から第11条までの規定を準用するものとする。
- 2 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその 損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場 合においては、この限りでない。
- 4 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において その損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由によ る場合においては、この限りでない。
- 5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

- 第13条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議 して解決するものとする。
- 2 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する ものとする。